**洪水時の避難確保計画**

**（解説入り）**

**（施設名　　○○○○　　　)**

**作　成：令和○年○月○日**

**（改　訂：令和○年○月○日）**

１　目的及び適用範囲

洪水に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、水防法第15条の３第１項に基づき、当施設付近で洪水（内水）の発生又は発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

黄色マーカー：施設の方が記載又は修正する箇所

本避難確保計画は、当施設に勤務する職員（以下「施設職員」という）及び施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

２　避難対象の災害

|  |  |
| --- | --- |
| 災害の種別 | 河川名 |
| 洪水 | 伊東大川 |

３　防災体制に関する事項

⑴　各班の任務と組織

ア　各班の任務

|  |  |
| --- | --- |
| 班名 | 任務の内容 |
| 指揮班 | 全般を統制し、各班へ必要な事項を指示する。 |
| 情報収集班 | テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、洪水の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。 |
| 避難誘導班 | 避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））が発令された場合、又は、洪水の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。 |

計画書最終ページの組織図を作成してください

イ　組織図　別図のとおり

⑵　防災体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体制 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 次のいずれかに該当する場合・洪水注意報発表・伊東大川氾濫注意情報発表・台風接近が予想される場合・大雨が予想される場合 | ・洪水予報等の情報収集・台風、大雨情報の収集 | 情報収集班 |
| 警戒体制 | 次のいずれかに該当する場合・避難準備・高齢者等避難開始の発令・伊東大川氾濫警戒情報発表・大雨警報（浸水害）発表 | 洪水予報情報等の収集 | 情報収集班 |
| 使用する資器材の準備 | 避難誘導班 |
| 入院(所)者家族又は保護者への事前連絡 | 情報収集班 |
| 外来診療中止の掲示 | 情報収集班 |
| 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集班 |
| 要配慮者避難誘導・引き渡し | 避難誘導班 |
| 非常体制 | 次のいずれかに該当する場合・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令・伊東大川氾濫危険情報発表・記録的短時間大雨情報発表・大雨特別警報発表・施設周辺に洪水前兆現象発生 | 関係機関等への連絡・通報 | 情報収集班 |
| 施設内全体の避難誘導必要に応じて入院(所)者家族又は保護者への引き渡し | 避難誘導班 |

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

外来診療に関する記載は、医療機関のみ。医療機関以外の施設は、削除してください。

⑶　施設職員間や施設内外の連絡体制

【連絡系統図】

伊東市役所　○○課

情報収集班

指揮班

担当課、地区の自治会名、提携している病院名、協力施設名（ある場合のみ）を記入してください

伊東消防署

伊東警察署

○○自主防災会

避難誘導班

△△病院

施設職員

（協力施設名）

　施設利用者

【関係機関緊急連絡先】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機関名 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 |
| 防災関係機関 | 伊東市危機対策課 | 0557-32-1362（執務室）0557-36-0111（災害時） | 0557-36-8260（災害時） |
| 伊東市○○課（担当課） |  |  |
| 駿東伊豆消防本部伊東消防署 | 0557-38-0119 |  |
| 伊東警察署 | 0557-38-0110 |  |
| 協力機関 | ○○自主防災会 |  |  |
| ○○病院 |  |  |
| ○○施設（協力施設） |  |  |
| ライフライン | 電気 | 東京電力パワーグリッド | 0120-995-007(停電) |  |
| ガス | 伊東ガス | 0557-37-0061 |  |
| 水道 | 伊東市水道課 | 0557-32-1831 | 0557-36-4681 |
| 通信 | ＮＴＴ西日本 | 0120-444-113（故障） |  |

⑷　事前対策

台風の接近など、あらかじめ洪水の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直職員の増員や各種サービス・施設運営の中止などを検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

⑸　情報収集及び伝達

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班及び利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、洪水の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所又は消防署へ通報する。

【主な情報及び収集方法】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 | 担当者 | 職員の共有方法 |
| 気象情報、水位情報等 | 伊東市メールマガジンラジオ、テレビインターネット（川の防災情報・気象庁ＨＰ） | 情報収集班 | 口頭施設内放送メール等 |
| 避難所情報等 | 伊東市メールマガジン同報無線、ラジオ、テレビインターネット | 情報収集班 | 口頭施設内放送メール等 |
| 伊東大川氾濫情報避難情報・避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急） | 緊急速報メール(エリアメール)伊東市メールマガジン同報無線、ラジオ、テレビインターネット | 情報収集班 | 口頭施設内放送メール等 |

【伊東市からの避難情報の伝達方法】

当施設

伊東市災害対策本部

伊東市メールマガジン、ラジオ、テレビ、インターネット

同報無線、緊急速報メール（エリアメール）

電話連絡、FAX等

伊東市（各担当課）

水防団（消防団）

広報車両・戸別訪問

【避難情報等の報告・伝達先】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告対象情報 | 担当者 | 伝達手段 | 報告・伝達先 |
| 前兆現象 | 情報収集班 | 電話 | 伊東市危機対策課、伊東消防署等 |
| 被害情報 | 情報収集班 | 電話 | 伊東市危機対策課、伊東消防署等 |
| 避難準備 | 避難誘導班 | 施設内放送、口頭 | 利用者等 |
| 電話 | 伊東市（担当課）、伊東消防署等 |
| 避難開始 | 避難誘導班 | 施設内放送、口頭 | 利用者等 |
| 電話 | 伊東市（担当課）、伊東消防署、自主防災会長等 |

４　避難誘導に関する事項

⑴　避難方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 避難先・避難経路 | 説　明 |
| 立ち退き避難（指定緊急避難場所） | ○○○○（別添避難経路図のとおり） | ・原則、徒歩により避難するものとする。・徒歩での移動が困難な者については、施設職員が車にて移動させる。・施設からの避難完了確認のため、避難誘導班は、名簿等を用いて未避難者の有無を確認する。 |
| 立ち退き避難（近隣の安全な場所） | ○○○○ |
| 屋内安全確保（施設内の避難場所） | ○○○○（別添避難経路図のとおり） | ・徒歩、車いすによるものとし、エレベーターの使用は車いす利用者等を優先する。・施設内の各部屋より避難完了確認のため、避難誘導班は、名簿等を用いて未避難者の有無を確認する。 |

屋内安全確保の避難経路図は施設各階平面図等に①低層階から高層階への避難経路、②避難場所を記載してください。

立ち退き避難の避難経路図は地図上に①施設の場所、②避難経路、③避難場所を記載してください。

【屋内安全確保（施設内の避難場所）の留意点】

|  |  |
| --- | --- |
| 災害の種別 | 留意点 |
| 洪水 | ・河川から離れた上層階へ避難・平屋の場合は、近隣の高い建物へ |

⑵　避難基準

ア　市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難情報の発令があった場合に、避難等を開始する。

・避難開始基準：避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指

示（緊急））の発令

イ　自主避難による判断

前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現

象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

⑶　避難の実施

避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

⑷　施設周辺や避難経路の平常時の点検

ア　施設周辺の日常の点検

(ｱ)　 ○○（指定緊急避難場所）に移動する際、支障となりそうな施設敷内の樹木や

支障物となる樹木は、日ごろから、適宜剪定を実施する。

(ｲ)　施設内の移動時に支障となる物がないか確認し、支障物は速やかに移動してお

く。

イ　避難経路の点検

(ｱ)　あらかじめ、○○（指定緊急避難場所）までの避難経路を確認するとともに、

大雨時に冠水して移動が困難になる箇所、土砂災害の危険な箇所等をあらかじめ

把握し、職員間で情報を共有する。

５ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

⑴　停電した時のため、自家発電装置（発電機）導入を検討し、発電機に必要な燃料

などを備蓄し、維持管理に努める。

⑵　情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、次に示すも

のを備蓄し、維持管理に努める。

施設の保有状況に応じて追加・削除してください

【避難確保資器材等一覧】

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | □テレビ□ラジオ□タブレット端末□ファックス | □携帯電話□懐中電灯□電池□携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | □名簿（施設職員、利用者等）□案内旗□タブレット□携帯電話□懐中電灯□携帯用拡声器□電池式照明器具□電池□携帯電話用バッテリー | □ライフジャケット□蛍光塗料□車いす□担架□大人用紙おむつ□常備薬□施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具 |

６　防災教育及び訓練の実施に関する事項

⑴　防災教育

施設管理者は、洪水の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行うよう努める。

研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とし、主な周知する内容は次のとおりとする。

・ハザードマップによる危険箇所（例）

・避難場所及び避難経路（例）

・避難情報の収集及び施設利用者への伝達体制（例）

・避難情報の種類と必要な行動（例）

・職員間の連絡体制（例）

・避難判断・誘導の方法（例）

・本避難確保計画の周知（例）

⑵　訓練

新規採用職員への研修や消防法に定める訓練実施に併せて、洪水を対象とした、情報伝達訓練や避難訓練を毎年実施する。

訓練実施については、出水期前（６月まで）に実施することが望ましい。

主な訓練内容は、次のとおりとする。

・情報収集及び伝達（例）

・避難判断（例）

・避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）（例）

別　図

組　織　図

|  |  |
| --- | --- |
| 施設総括 | 施設管理者基本的には施設総括（施設管理者）＝指揮班班長となりますが、管理者が遠方等で現場対応が難しい場合は別々としても構いません。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指揮班 | 役職及び氏名 | 役割 |
| 班長代行 | ・全般の統括・各班へ必要な事項を指示・班長不在の場合は代行が対応 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報収集班 | 役職及び氏名 | 役割 |
| 班長班員 | ・テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した情報収集・前兆現象の把握、被害情報等の収集・避難誘導班に必要事項を報告・伝達 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 役割 |
| 班長班員 | ・利用者等を安全な場所へ避難誘導・未避難者、要救助者の確認 |

「指揮班長」は配下の班長と兼任はできません。

「指揮班長の代行」は配下の班長と兼任できますが、代行時において元の班長は別の人員（当該班員もしくは別班の班長）がスライドする運用としてください。